

甲 府 市 公 報

第 1365 号

発行所 甲 府 市 役 所
発行人 甲 府 市
(毎月 5 日 発行
発行定日が休日に当たるときはその翌日)
印刷所 サンニチ印刷
甲府市北口二丁目 6 番 10 号

目 次

[規 則]

甲府市役所庁中管理規則の一部を改正する規則…………… 426
甲府市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則…………… 427

[告 示]

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業
者の指定公示…………… 428
開発行為に関する工事の完了公告…………… 428
予防接種実施公告…………… 429
配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達…………… 429
開発行為に関する工事の完了公告（2 件）…………… 430
配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達…………… 430
国民健康保険料納入通知書公示送達…………… 430
農用地利用集積計画を定めた旨の公告…………… 431
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（2
件）…………… 431
道路位置の指定公告…………… 431
固定資産税（土地・家屋・償却資産）及び都市計画税
（土地・家屋）納税通知書公示送達…………… 432

介護保険料納入通知書公示送達…………… 432
指定地域密着型サービス事業者の指定公示…………… 432
納期限変更告知書公示送達…………… 432
弁明の機会付与通知書公示送達…………… 433
開発行為に関する工事の完了公告（2 件）…………… 433
地縁による団体の認可に伴う告示…………… 433
甲府市職員採用試験実施公告…………… 434
配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達…………… 434
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告…………… 434
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示…………… 435
平成 25 年度補正予算の公表…………… 435
開発行為に関する工事の完了公告…………… 435
介護保険被保険者証無効告示…………… 435
開発行為に関する工事の完了公告…………… 435
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告…………… 436
国民健康保険被保険者証無効告示…………… 436
農業振興地域整備計画の変更公告…………… 436
計量器定期検査の実施公示…………… 437
建築基準法による一団地の区域等の公告…………… 437
電線共同溝を整備すべき道路を指定した旨の公示…………… 437

開発行為に関する工事の完了公告…………… 438

[教 育 委 員 会]

入札告示…………… 438

[選 挙 管 理 委 員 会]

選挙人名簿に登録した者の縦覧告示…………… 440
在外選挙人名簿に登録した者の縦覧告示…………… 440

[農 業 委 員 会]

甲府市農業委員会 5 月定例総会招集公告…………… 440

[上 下 水 道 局]

下水道工事指定店の指定告示…………… 441
指定給水装置工事事業者の指定告示…………… 441
甲府市上下水道局業務部長が欠けたことによる甲府市
上下水道事業管理者職務代理者の告示…………… 441
入札告示（3 件）…………… 441
水道事業管理者職務代理者の告示…………… 444

規則

甲府市役所庁中管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第24号

甲府市役所庁中管理規則の一部を改正する規則

甲府市役所庁中管理規則（昭和37年11月規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中「相生仮本庁舎1号館、相生仮本庁舎2号館、相生仮本庁舎3号館、相生仮本庁舎4号館、相生仮本庁舎5号館、穴切仮庁舎」を「本庁舎、西庁舎」に改める。

第6条を次のように改める。

（鍵の管理）

第6条 庁舎及び各室の出入口の鍵（以下「鍵」という。）の管理は、管財課長が行うものとする。

2 管財課長は、必要と認めた区域の鍵について、職員に貸与することができる。

3 前項の規定による貸与の期間中は、貸与を受けた職員が鍵の管理を行うものとする。

第7条第1項第2号中「午後5時45分」を「午後10時」に改める。

第9条第3項中「かぎ」を「鍵」に改める。

第10条の見出しを「（エレベーター及びエスカレーター）」に改め、同条第1項を次のように改める。

エレベーター及びエスカレーター（以下この条において「エレベーター等」という。）の運転時間は、次のとおりとする。ただし、管財課長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) エレベーター（低層棟用） 午前8時から午後6時まで
- (2) エレベーター（高層棟用） 午前8時から午後10時まで

(3) エスカレーター 午前8時から午後6時まで

第10条第2項及び第3項中「エレベーター」を「エレベーター等」に改める。別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区分		取締責任者
本庁舎	応接室その他の市長室関係各室	市長室長
	入札室	総務部契約管財室契約課長
	保健室	総務部人事管理室研修厚生課長
	休養室	総務部人事管理室研修厚生課長
	サーバー室	総務部契約管財室情報課長
	市民対話室	市民部市民協働室市民対話課長
	計量検査室	市民部市民協働室消費生活センター課長
	金庫室	会計室長
	議場、委員会室その他の議会関係各室	議会事務局議会事務総室総務課長
南庁舎	各課倉庫	担当課長
	支所庁舎	中道支所振興課長
出張所庁舎		上九一色出張所長

附 則

この規則は、平成25年5月7日から施行する。

甲府市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第25号

甲府市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市駐車場条例施行規則（平成8年3月規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市が設置する」を「条例第1条に規定する」に、「駐車票」を「駐車券」に改め、同条第2項中「駐車票」を「駐車券」に、「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、「駐車料金を」の次に「現金又は第5条に規定する駐車場利用券により」を加え、同条第3項を削り、同条第4項中「第6条第1項ただし書」を「第5条第1項ただし書」に、「ときは、駐車票」を「場合において、駐車時間が60分を超えるときは、駐車券」に、「を受け」を「及び無料の認証を受け」に改め、同項を同条第3項とする。

第3条の見出し中「駐車票」を「駐車券」に改め、同条中「駐車票を」を「駐車券を」に、「駐車票紛失届」を「駐車券紛失届」に改める。

第4条第1項中「第7条の」を「第6条の」に改め、同項第1号中「第7条第1号」を「第6条第1号」に改める。

第5条を次のように改める。

（駐車場利用券の発行等）

第5条 条例第7条に規定する利用券は、駐車場利用券（第5号様式。以下「利用券」という。）とする。

2 利用券の種類及び額は、次のとおりとする。

種類	額
100円券	100円
200円券	200円

300円券

300円

3 利用券は、再発行しないものとする。

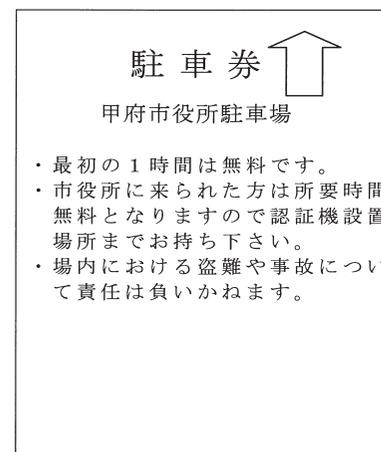
4 利用券の発行日及び発行時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 発行日 1月4日から12月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 発行時間 午前8時30分から午後5時15分まで

第1号様式を次のように改める。

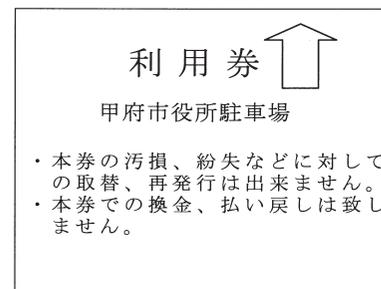
第1号様式（第2条関係）



第3号様式中「駐車票紛失届」を「駐車券紛失届」に、「駐車票を」を「駐車券を」に改める。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第5条関係）



円

本券は駐車券の後に
料金精算機に
入れて下さい

附 則

- この規則は、平成25年5月7日から施行する。
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の第5条の規定により発行した駐車場利用券（以下「旧利用券」という。）は、この規則の施行の日以後は使用することができない。ただし、旧利用券は、この規則による改正後の第5条に規定する駐車場利用券（以下「新利用券」という。）との引換えを受けることができる。この場合において、旧利用券の券面額又はその合計額が、引換えを受けようとする新利用券の額に満たないときは、その差額を負担することにより、新利用券との引換えを受けることができる。

告示

甲府市告示第196号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号による指定特定相談支援事業者、及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号による指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者総合支援法第51条の30第2項第1号、及び児童福祉法第24条の37第1項第1号の規定により公示する。

平成25年5月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人友好福祉会 東京都小金井市東町4-21-8	麦の家相談室 甲府市中心経寺町490-1	平成25年4月1日	指定計画相談支援	身体障害者・知的障害者・障害児	1930101298

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人友好福祉会 東京都小金井市東町4-21-8	麦の家相談室 甲府市中心経寺町490-1	平成25年4月1日	指定障害児相談支援	障害児	1970101281

甲府市告示第197号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年5月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市桜井町字下十石228番5
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南アルプス市加賀美2494番地1
杉原芳裕

甲府市告示第198号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年厚生省第197号）第5条の規定により公告する。

平成25年5月7日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 実施内容（平成25年5月分）

種 類	対 象 者		場 所
Hib	初回	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	指定 医療機関 (別掲)
	追加		
肺炎球菌 (小児がかかるもの)	初回	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
	追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ (DPT-IPV)	第1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
	第1期追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
	第1期追加		
単独不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	

	第1期追加	
B C G	生後1歳に至るまでの間にある者	
麻しん風しん混合 (MR) 麻しん単独 風しん単独	第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前の1年間にある者
日本脳炎	第1期初回	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
	第1期追加	
	第2期	9歳以上13歳未満の者
	特例*1	平成7年4月1日から平成19年4月1日の間に生まれた者
ジフテリア 破傷風 (DTトキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	

※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

- 2 予防接種を受けることが適当でない人
 - (1) 明らかに発熱のある人
 - (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
 - (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
 - (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

(別紙省略)

甲府市告示第199号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年5月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 配当計算書（謄本） 税発第296号
 充当通知書 税発第297号
- 2 送達を受けるべき者 エン コ
- 3 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第200号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年5月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
 甲府市西下条町字古屋敷801番1
 以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市古府中町881番地
 グランドキャッスルα A201
 市 川 豊

甲府市告示第201号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年5月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
 甲府市徳行一丁目629番1、629番4から629番7まで
 以上5筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市貢川本町4番19号
 大和ハウス工業株式会社 山梨支店
 支配人 成 田 誠

（別添図省略）

甲府市告示第202号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年5月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 充当通知書 税発第335号
 配当計算書（謄本） 税発第336号
- 2 発送日 平成25年5月1日
- 3 送達を受けるべき者 高野 大
- 4 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第203号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年5月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 甲府市国民健康保険料納入通知書
- 2 発送日 平成25年4月1日
- 3 項目 国民健康保険料過年1期分（平成24年度相当）

- 4 納期限 平成25年4月30日
(納期限を平成25年5月31日に再指定)
- 5 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市市民部市民総室国民健康保険課
窓口センター
甲府市指定コンビニエンスストア
- 6 納付義務者 別紙のとおり(4件)

(別紙省略)

甲府市告示第204号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。
なお、次のとおり閲覧に供する。

平成25年5月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内1-18-1
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第205号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 横沢自治会
2 変更事項

	変 更 後	変 更 前
代表者氏名	古 屋 時 済	佐 藤 溥
代表者住所	甲府市朝日三丁目2番6号	甲府市朝日三丁目8番39号

- 3 変更年月日 平成25年4月30日

甲府市告示第206号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 西久保自治会
2 変更事項

	変 更 後	変 更 前
代表者氏名	太 田 稔	嶋 田 繁 夫
代表者住所	甲府市美咲二丁目13番4号	甲府市美咲二丁目16番6号

- 3 変更年月日 平成25年4月21日

甲府市告示第207号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、同法施行規則第10条の規定により告示する。その関係図書は建設部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成25年5月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 道路の位置 甲府市住吉4丁目1976番5(道路)、1976番6(水路)

- 2 道路の幅員 4.0m
- 3 道路の延長 34.20m

甲府市告示第208号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年5月14日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 平成25年度 固定資産税（土地・家屋・償却資産）
都市計画税（土地・家屋）納税通知書
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市税務部税務総室資産税課

(別紙省略)

甲府市告示第209号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年5月15日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 甲府市介護保険料納入通知書
- 2 発送日 平成25年4月15日
- 3 項目 平成25年度介護保険料過年1期
- 4 納期限 平成25年4月30日
- 5 納付場所 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関

ゆうちょ銀行
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課
窓口センター

- 6 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 7 保管場所 甲府市福祉部長寿支援室介護保険課

(別紙省略)

甲府市告示第210号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成25年5月15日

甲府市長 宮島雅展

- 1 介護保険事業所番号 1991800010
- 2 事業所の名称 介護付有料老人ホーム リブズ笛吹
- 3 事業所の所在地 笛吹市御坂町成田2477-1
- 4 当該事業所の申請者 笛吹市石和町駅前7-12
有限会社 本陣
代表取締役 岡孝
- 5 サービスの種類 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 6 指定年月日 平成25年5月15日

甲府市告示第211号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年5月16日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 納期限変更告知書 税発第419号
 2 送達を受けるべき者 梶田 いさ子
 3 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第212号

次の国民健康保険証に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、行政手続法（平成5年法律第88号）第31条及び甲府市行政手続条例（平成9年3月条例第5号）第29条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成25年5月17日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 弁明の機会付与通知書
 2 添付書類 弁明書、特別の事情に関する届書
 3 発送日 平成25年4月30日
 4 提出期限 平成25年6月3日
 5 提出場所 甲府市丸の内一丁目18番1号
 甲府市市民部市民総室国民健康保険課
 6 通知者 別紙のとおり（3件）
 7 保管場所 甲府市丸の内一丁目18番1号
 甲府市市民部市民総室国民健康保険課

(別紙省略)

甲府市告示第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年5月17日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
 甲府市桜井町字大門98番1から98番11まで、104番1、104番6、
 104番10から104番22まで

- 以上26筆
 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、公園、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。)

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 笛吹市石和町上平井428番地1
 興土開発株式会社
 代表取締役 土橋 久雄

(別添図省略)

甲府市告示第214号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年5月17日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
 甲府市国玉町字鎌作738番1から738番16まで
 以上16筆及び道・水
 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路・公園・ゴミ置場・下水道
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。)

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市伊勢四丁目22番1号
 西甲府住宅株式会社
 代表取締役 戸 田 克 己

(別添図省略)

甲府市告示第215号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体として認可したので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月20日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 上今井町自治会
- 2 規約に定める目的
本会は、その区域の住民相互の親睦を図り、地域の開発、環境の整備、福祉の向上、防災・防犯並びに集会施設等の整備・管理等、良好な地域社会形成のため、地域的な共同活動を行う事を目的とする。
- 3 区 域
甲府市上今井町3番地3から2577番地まで、甲府市小瀬町656番地1から658番地1まで、甲府市下鍛冶屋町896番地2から934番地6までの区域
- 4 主たる事務所
本会は、事務所を上今井町公民館（山梨県甲府市上今井町2430番地）に置く。
- 5 代表者の氏名及び住所
代表者 猪股昭治
住 所 甲府市上今井町1332番地6
- 6 認可年月日
平成25年5月15日

甲府市告示第216号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

平成25年5月20日

甲府市長 宮 島 雅 展

(別紙省略)

甲府市告示第217号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年5月20日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|-------------|------------------|---------|
| 1 書類名 | 充当通知書 | 税発第415号 |
| | 充当通知書 | 税発第455号 |
| | 配当計算書（謄本） | 税発第416号 |
| | 配当計算書（謄本） | 税発第457号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次 | |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第218号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の告示について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

平成25年5月20日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 業務名
市立甲府病院「床頭台テレビシステム設置及び維持管理業務」
- 2 業務概要
市立甲府病院において、床頭台テレビシステム等の機器設置及び維持・運營業務等を行う。
- 3 履行期間
平成25年10月1日から平成32年9月30日まで
- 4 参加資格要件
本企画提案に参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法令225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (4) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
 - (5) 租税を完納していること。
 - (6) 以下の実績を有していること。
① 医療機関に対し、本件と同様の受託実績があること。

- ② 本件と同様の受託業務を継続して3年以上実施した実績を有すること。
- 5 参加表明書及び企画提案書の提出期限及び提出場所等
甲府市ホームページ及び市立甲府病院ホームページ掲載の、市立甲府病院「床頭台テレビシステム設置及び維持管理業務」に関する企画提案実施要領を参照
- 6 問合せ先
市立甲府病院事務局 病院事務総室 総務課
山梨県甲府市増坪町366番地
電話番号 055-244-1111 (代表) 内線2015
FAX番号 055-220-2650
電子メール byoinssm@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第219号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 愛宕町中部自治会
2 変更事項

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	井 上 潤	内 藤 ひろみ
代表者 住 所	甲府市愛宕町41番地	甲府市愛宕町92番地

- 3 変更年月日 平成25年5月1日

甲府市告示第220号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成25年度補正予算について専決処分したので、別紙のとおり公表する。

平成25年5月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 平成25年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
(別紙省略)

甲府市告示第221号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年5月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字天屋24番1、24番2、25番
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市国母一丁目23番8号
ダイエー開発株式会社
代表取締役 前田 博

甲府市告示第222号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成25年5月24日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 介護保険被保険者証
2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

(別紙省略)

甲府市告示第223号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年5月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国玉町字深田547番1、547番5から547番11まで
以上8筆及び水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市和戸町857番地2
株式会社興和開発
代表取締役 其田 幸男

(別添図省略)

甲府市告示第224号

公募型企画提案(プロポーザル)方式に係る手続き開始の告示について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

平成25年5月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 業務名
市立甲府病院インシデント管理システム導入・運用保守業務委託
- 2 業務概要
市立甲府病院へのインシデント管理システム導入・運用保守業務を行う。
- 3 履行期間
平成25年7月1日から平成30年3月31日まで
- 4 参加資格要件
本業務委託の提案に参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者ではないこと。
 - (3) 民事再生法(平成11年法令225号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者ではないこと。
 - (4) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

(5) 情報システムに関連する事業について、指名停止を受けている者ではないこと。

(6) 租税を完納していること。

(7) 以下の実績を有していること。

① 400床以上の病院に対し、提案するインシデント管理システムの導入実績が5件以上あること。

② 当院と同様の電子カルテシステム(NEC社製MegaOakHR)と提案するインシデント管理システムとの接続実績が5件以上あること。

5 参加表明書及び企画提案書の提出期限及び提出場所等

甲府市ホームページ及び市立甲府病院ホームページ掲載の、「市立甲府病院インシデント管理システム導入業務委託」に関する企画提案実施要領を参照

6 問合せ先

市立甲府病院 総合相談室
山梨県甲府市増坪町366番地
電話番号 055-244-1111(代表) 内線1204
FAX番号 055-220-2656
電子メール byokanjya@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第225号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則(昭和35年11月規則第52号)第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成25年5月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
 - 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり
- (別紙省略)

甲府市告示第226号

甲府農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案及びその変更理由書を次により縦覧に供する。

平成25年5月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 甲府農業振興地域整備計画案の縦覧

(1) 縦覧場所

甲府市丸の内1-18-1
甲府市産業部農林振興室農政課

(2) 縦覧期間

自 平成25年5月28日
至 平成25年6月26日

2 意見書の提出

甲府市の区域内に住所を有する者（市内に事務所を有する法人も含む）は、農業振興地域整備計画の案について、平成25年6月26日までに、市に対して文書で意見を提出することができる。

なお、提出された意見書については、要旨を取りまとめ、その処理結果を同法第12条第1項の規定に基づく農業振興地域整備計画書の公告時に合わせて公告する。

(1) 意見書の提出先

上記縦覧場所と同じ

3 異議の申し出

甲府農業振興地域整備計画の案のうち、農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し法律上保護される権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成25年6月26日の翌日から起算して15日以内である平成25年7月11日までに、市に対して文書でこれを申し出ることができる。

(1) 異議申出先

上記縦覧場所と同じ

甲府市告示第227号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、里垣地区並びに山城、大國、大里地区の平成25年度特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、計量法第21条第2項の規定により公示する。

平成25年5月27日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 検査日程

検査月日	受付時間	検査場所	対象地区
6月24日（月）	10:00～12:00	里垣小学校	里垣地区
6月25日（火）	13:00～15:00		
6月27日（木）	10:00～12:00	大國小学校	山城地区
	13:00～15:00		大國地区 大里地区

2 検査対象特定計量器 質量計

甲府市告示第228号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項に規定する一団地総合的設計の建築を次のとおり認定したので、同条第8項の規定により公告する。

その計画書は、建設部まち開発室建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成25年5月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 対象区域 甲府市宝一丁目106-1、112、113、114、128-3、129-1、129-2、129-3、129-4、130、132
- 2 対象区域面積 4,448.29㎡

甲府市告示第229号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により公示する。

平成25年5月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

道路の種類	路線名	区間
市道	甲府駅周辺土地区画整理1号線	甲府市北口二丁目22番1地先
		甲府市北口二丁目18番地先
市道	甲府駅周辺土地区画整理2号線	甲府市北口二丁目1番8地先 甲府市北口二丁目50番地先

甲府市告示第230号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年5月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上阿原町字整理地305番7、306番2
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上阿原町1310番地 直心院内
尾 辻 孝 之

教育委員会

甲府市教育委員会告示第20号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年5月8日

甲府市教育委員会
委員長 齋 藤 章

- 1 入札対象業務
(1) 入札番号 (教委) 第1号
(2) 業務名称 甲府市緑が丘スポーツ公園野球場ヒマラヤスギ
剪定業務委託
(3) 履行期間 契約締結日から平成25年9月30日まで
(4) 履行場所 仕様書による
(5) 業務内容 仕様書による
(6) 予定価格 公表しない
(7) 最低制限価格 設けない
- 2 入札参加資格
甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者
(1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
(2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「種苗・造園」で登録されている者であること。
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
(5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
(6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立があること。

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成25年5月8日（水）～平成25年5月16日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

(2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成25年5月8日（水）～平成25年5月16日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

イ 場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

電話 055-223-7320

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成25年5月31日（金） 午後2時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の可否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第6号

平成25年6月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年5月15日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

- 1 期 間 平成25年6月3日(月)から
平成25年6月7日(金)まで
- 2 時 間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号
甲府市選挙管理委員会事務局(本庁舎4階)

甲府市選挙管理委員会告示第7号

平成25年6月1日現在で新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した文書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年5月15日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

- 1 期 間 平成25年6月3日(月)から
平成25年6月7日(金)まで
- 2 時 間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号
甲府市選挙管理委員会事務局(本庁舎4階)

農業委員会

甲府市農業委員会告示第5号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会5月定例総会を、平成25年5月31日午後2時00分、甲府市役所6階大会議室において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成25年5月27日

甲府市農業委員会会長 塩野 陽一

付議すべき事項

- 1 甲府農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について
- 2 農地法に基づく申請・届出等について
- 3 平成25年6月告示分農用地利用集積計画について
- 4 平成26年度山梨県農業行政施策に関する建議について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第24号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年5月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理人
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

- | | | |
|---|-------|----------------|
| 1 | 指定年月日 | 平成25年5月1日 |
| | 指定番号 | 第280号 |
| | 指定店名 | 有限会社 金丸水道設備 |
| | 所在地 | 南アルプス市曲輪田2074 |
| | 代表者氏名 | 金丸 政樹 |
| 2 | 指定年月日 | 平成25年5月1日 |
| | 指定番号 | 第281号 |
| | 指定店名 | 赤池総合サービス |
| | 所在地 | 南巨摩郡身延町切石155 |
| | 代表者氏名 | 赤池 朗 |
| 3 | 指定年月日 | 平成25年5月1日 |
| | 指定番号 | 第282号 |
| | 指定店名 | 横谷設備 |
| | 所在地 | 笛吹市石和町河内259-10 |
| | 代表者氏名 | 横谷 正渡 |

甲府市上下水道局告示第25号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

平成25年5月9日

甲府市上下水道事業管理者職務代理人
甲府市上下水道局業務部長 篠原 淳一

- | | | |
|---|-------|---------------|
| 1 | 指定番号 | 第378号 |
| | 指定業者名 | 有限会社金丸水道設備 |
| | 所在地 | 南アルプス市曲輪田2074 |
| | 代表者 | 金丸 政樹 |
| 2 | 指定番号 | 第379号 |
| | 指定業者名 | 環境機工株式会社 |
| | 所在地 | 甲府市丸の内2-26-10 |
| | 代表者 | 中村 啓七朗 |

甲府市上下水道局告示第26号

地方公営企業法第13条第1項に規定する管理者の職務を代理する職員を定める規程（昭和45年12月管理規程第17号）で定める業務部長が欠けたため、工務部長が管理者の職務を代理することとなったので告示する。

平成25年5月10日

甲府市上下水道事業管理者職務代理人
甲府市上下水道局工務部長 福島 勇人

期間 平成25年5月10日から

甲府市上下水道局告示第27号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年5月16日

甲府市上下水道事業管理者職務代理人
甲府市上下水道局工務部長 福島 勇人

- | | | |
|---|----------------|--------------------|
| 1 | 入札対象物品 | |
| | (1) 入札番号 | 第210013号 |
| | (2) 物件名 | 平成25年度 プリンタ関係消耗品購入 |
| | (3) 品質・規格・数量など | 仕様書による |
| | (4) 納入期限 | 仕様書による |

- (5) 納入場所 仕様書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「事務用品・測量機」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税及び水道料金の滞納がない者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成25年5月16日（木）～平成25年5月27日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話055-228-3436
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ（企業向け情報／入札情報）又は甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報（物品））から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成25年5月16日（木）～平成25年5月27日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係

甲府市下石田二丁目23番1号
電話055-228-3436

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成25年6月7日（金） 午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市上下水道局本庁舎3階入札室
甲府市下石田二丁目23番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第28号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年5月24日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局工務部長 福島 勇人

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110005号		
工事名	(更新-1) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市緑が丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、大和町地内(市立北中学校の東)		
工事概要	1	工事内容	DIP. NS (φ250) 104m、DIP. NS (φ150) 262m、DIP. NS (φ100) 41m、DIP. K (φ100) 8m、DIP. NS (φ75) 4.5m、RRVP (φ75) 4.5m、RRVP (φ50) 1m、仕切弁. NS (φ250) 3基、仕切弁. NS (φ150) 2基、仕切弁. NS (φ100) 7基、仕切弁. NS (φ75) 1基、消火栓 (φ75) 3基、水抜栓 (φ25) 6基
	2	工期	平成25年11月18日まで
	3	予定価格(税込み)	41,189,400円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が、2,000万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年5月24日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年6月4日
	3	申請書受付開始日	平成25年5月24日
	4	申請書受付締切日	平成25年6月4日
	5	入札参加資格確認結果	平成25年6月10日

		通知日	
	6	設計図書配付開始日	平成25年5月24日
	7	設計図書配付締切日	平成25年6月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年5月24日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成25年6月11日
	10	入札及び開札日時	平成25年6月19日 午前9時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年6月14日 午後5時まで
	2	回答	平成25年6月17日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第29号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成25年5月24日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局工務部長 福島 勇人

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110006号		
工事名	(災対-2) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市塩部一丁目地内 (市立朝日小学校の西)		
工事概要	1	工事内容	DIP. NS (φ150) 270m、 DIP. K (φ150) 10m、 泥吐管 (φ75) 11.5m、 仕切弁. NS (φ150) 5基、 泥吐弁 (φ75) 2基、水抜栓 (φ25) 1基
	2	工期	平成25年9月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	21,471,450円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が、1,000万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成25年5月24日
	2	入札説明書等配付締切日	平成25年6月4日
	3	申請書受付開始日	平成25年5月24日
	4	申請書受付締切日	平成25年6月4日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成25年6月10日
	6	設計図書配付開始日	平成25年5月24日
	7	設計図書配付締切日	平成25年6月11日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成25年5月24日
	9	設計図書に関する質問	平成25年6月11日

		締切日	
	10	入札及び開札日時	平成25年6月19日 午前9時05分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成25年6月14日 午後5時まで
	2	回答	平成25年6月17日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第30号

平成25年6月1日から、地方公営企業法第13条第1項に規定する管理者の職務を代理する職員を定める規程 (昭和45年12月管理規程第17号) により、業務部長が管理者の職務を代理するので告示する。

平成25年5月27日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局工務部長 福島 勇人